

健生難発1130第2号  
令和5年11月30日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市  
衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長  
( 公 印 省 略 )

「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」の一部改正について

「指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について」(平成26年12月11日付け雇児母発1211第1号)の別紙「指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領」について、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和4年12月20日閣議決定)等を踏まえ、別添新旧対照表のとおり改め、令和5年11月30日から適用することとしたので、御了知の上、実施に遺漏のなきよう配意されたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

## 指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領 新旧対照表

(変更点は下線部)

新	旧
<p>[別紙]</p> <p>指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領</p> <p>第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務</p> <p>1 指定の申請</p> <p>(1) 法第19条の9第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第7条の29項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1とし、医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）の所在地の都道府県知事、<u>指定都市市長、中核市市長又は法第59条の4第1項の政令で定める市長（特別区長を含む。）</u>（以下「都道府県知事等」という。）へ提出させること。</p> <p>(2) 都道府県知事等は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知すること。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とし、<u>指定の決定をした日</u>がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。</p> <p><u>ただし、新規に開設する医療機関又は薬局については、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日として差し支えない。</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>第2 審査（確認）</p> <p>1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法第63条第3項第1号に</p>	<p>[別紙]</p> <p>指定小児慢性特定疾病医療機関指定要領</p> <p>第1 指定・更新の申請及び変更の届出の事務</p> <p>1 指定の申請</p> <p>(1) 法第19条の9第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関（以下「指定医療機関」という。）の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）からの児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第7条の29項に規定する申請書（以下「申請書」という。）は、別紙様式1とし、医療機関（病院・診療所、薬局、指定訪問看護事業者）の所在地の都道府県知事、<u>指定都市の市長又は中核市の市長</u>（以下「都道府県知事等」という。）へ提出させること。</p> <p>(2) 都道府県知事等は、所要の審査を行ったうえで、審査した結果の通知を、別紙様式4により速やかに申請者へ通知すること。なお、指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日と<u>すること</u>。ただし、<u>指定の決定をした日</u>がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。</p> <p>2～4（略）</p> <p>第2 審査（確認）</p> <p>1 審査（確認）については、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとする。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 病院及び診療所にあつては、健康保険法<u>（大正11年法律第70号）</u></p>

新	旧
<p>規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 次に掲げる事項に該当していないかを審査(確認)するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。</p> <p>「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～⑯に掲げるものである。</p> <p>①医師法(昭和23年法律第201号)</p> <p>②歯科医師法(昭和23年法律第202号)</p> <p>③保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)</p> <p>④医療法</p> <p>⑤身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</p> <p>⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第213号)</p> <p>⑦生活保護法(昭和25年法律第144号)</p> <p>⑧社会福祉法(昭和26年法律第45号)</p> <p>⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律</p> <p>⑩薬剤師法(昭和35年法律第146号)</p> <p>⑪老人福祉法(昭和38年法律第133号)</p> <p>⑫社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)</p> <p>⑬介護保険法(平成9年法律第123号)</p> <p>⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)</p> <p>⑮児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)</p> <p>⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</p>	<p>第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であり、標榜科が示されていること。また、専門医師の配置、設備の状況からみて、小児慢性特定疾病医療支援の実施に当たり、十分な能力を有する医療機関であること。</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>2 次に掲げる事項に該当していないかを審査(確認)するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者について、「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。</p> <p>「この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの」とは、次の①～⑯に掲げるものである。</p> <p>①医師法(昭和23年法律第201号)</p> <p>②歯科医師法(昭和23年法律第202号)</p> <p>③保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)</p> <p>④医療法(昭和23年法律第205号)</p> <p>⑤身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)</p> <p>⑥精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第213号)</p> <p>⑦生活保護法(昭和25年法律第144号)</p> <p>⑧社会福祉法(昭和26年法律第45号)</p> <p>⑨医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)</p> <p>⑩薬剤師法(昭和35年法律第146号)</p> <p>⑪老人福祉法(昭和38年法律第133号)</p> <p>⑫社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)</p> <p>⑬介護保険法(平成9年法律第123号)</p> <p>⑭児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)</p> <p>⑮児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)</p> <p>⑯障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)</p>

新	旧
<p>⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）</p> <p>⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）</p> <p>⑲子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）</p> <p>⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）</p> <p>㉑<u>国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u></p> <p>㉒<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）</u></p> <p>㉓<u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）</u></p> <p>㉔<u>臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）</u></p> <p>(3) 申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより<u>罰金の刑</u>に処せられ、その執行を終わり、又は<u>執行</u>を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。 (略)</p> <p>(4) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた<u>事実及び当該事実</u>に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして<u>規則</u>で定めるものに該当する場合を除く。</p>	<p>⑰就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）</p> <p>⑱障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）</p> <p>⑲子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）</p> <p>⑳再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）</p> <p>㉑<u>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）</u></p> <p>(3) 申請者について、「労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより<u>罰金刑</u>に処せられ、その執行を終わり、又は<u>失効</u>を受けることがなくなるまでの者」の該当の有無。 (略)</p> <p>(4) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定医療機関の指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前 60 日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）」の該当の有無。ただし、当該取消しが、指定医療機関の指定の取消しのうち当該取消しの処分の理由となつた<u>事実その他の</u> 当該事実に関して当該指定医療機関の開設者が有していた責任の程度を考慮して、指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして<u>厚生労働省令</u>で定めるものに該当する場合を除く。</p>

新	旧
<p>「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして規則で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。</p> <p>(5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（（7）において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。</p> <p>(6) 申請者について、「法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として規則で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 第 1 項の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定</p>	<p>「指定医療機関の指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるもの」とは、具体的には、厚生労働大臣又は都道府県知事等が法第 19 条の 16 第 1 項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定医療機関による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定医療機関が有していた責任の程度を確認した結果、当該指定医療機関が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。</p> <p>(5) 申請者について、「法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日（（7）において「通知日」という。）から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第 20 条の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知するものとする。</p> <p>(6) 申請者について、「法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第 19 条の 18 の規定による指定医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事等が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に法第 19 条の 15 の規定による指定医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき」の該当の有無。</p> <p>なお、都道府県知事等による聴聞決定予定日の通知は、法第 19 条の 16 の規定による検査が行われた日（以下「検査日」という。）から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を</p>

新	旧
<p data-bbox="192 164 555 193">の日を通知するものとする。</p> <p data-bbox="165 199 425 228">(7) ~ (10) (略)</p> <p data-bbox="152 277 1081 384">3 都道府県知事等は、第1の1の申請があった場合において、次の(1) ~ (4)に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。</p> <p data-bbox="165 391 1081 497">(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は<u>規則</u>で定める事業所若しくは施設でないとき。</p> <p data-bbox="192 504 1081 576">「<u>規則</u>で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。</p> <p data-bbox="165 582 425 611">(2) ~ (4) (略)</p>	<p data-bbox="1182 164 1464 193">通知するものとする。</p> <p data-bbox="1155 199 1415 228">(7) ~ (10) (略)</p> <p data-bbox="1142 277 2072 384">3 都道府県知事等は、第1の1の申請があった場合において、次の(1) ~ (4)に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定医療機関の指定をしないことができる。</p> <p data-bbox="1155 391 2072 497">(1) 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は<u>厚生労働省令</u>で定める事業所若しくは施設でないとき。</p> <p data-bbox="1182 504 2072 576">「<u>厚生労働省令</u>で定める事業所若しくは施設」は、訪問看護ステーションとする。</p> <p data-bbox="1155 582 1415 611">(2) ~ (4) (略)</p>

新

別紙様式 1 - ( 1 )

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	
	所在地	
	医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
標榜している診療科名		
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 氏名又は名称</p> <p>〇 〇 〇 〇 殿</p>		

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

旧

別紙様式 1 - ( 1 )

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	
	所在地	
	医療機関コード	
開設者	住所	
	氏名又は名称	
標榜している診療科名		
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開設者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>〇 〇 〇 〇 殿</p>		

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

新	旧
<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、<u>国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u>、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律</u>、<u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</u>、<u>臨床研究法</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する<u>者のあるもの</u>。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、<u>制</u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>

新

別紙様式 1 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (薬局)

保険薬局	名称	
	所在地	
	医療機関 コード	
開設者	住所	
	氏名又は 名称	
標榜している診療科名		
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 氏名又は名称</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>		

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

旧

別紙様式 1 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (薬局)

保険薬局	名称	
	所在地	
	医療機関 コード	
開設者	住所	
	氏名又は 名称	
標榜している診療科名		
<p>上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。 また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>○ ○ ○ ○ 殿</p>		

添付書類：役員名簿（氏名・職名）

新	旧
<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、<u>国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u>、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律</u>、<u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</u>、<u>臨床研究法</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する<u>者のあるもの</u>。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、<u>制</u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>

新

別紙様式 1 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称		
	所在地		
	医療機関コード		
指定訪問看護事業者	名称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住所	
		氏名	

上記のとおり、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

氏名又は名称  
代表者

○ ○ ○ ○ 殿

添付書類：役員名簿 (氏名・職名)

旧

別紙様式 1 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 指定申請書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称		
	所在地		
	医療機関コード		
指定訪問看護事業者	名称		
	主たる事務所の所在地		
	代表者	住所	
		氏名	

上記のとおり、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 9 第 1 項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関として指定されたく申請する。

また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

氏名又は名称  
代表者

印

○ ○ ○ ○ 殿

添付書類：役員名簿 (氏名・職名)

新	旧
<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、<u>国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u>、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律</u>、<u>民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律</u>、<u>臨床研究法</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する<u>者のあるもの</u>。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、<u>制</u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>

新

別紙様式 2 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (病院・診療所)

保険医療 機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関 コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は 名称	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科名		<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙 1)
<p>上記のとおり、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 14 の規定に基づき 変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 氏名又は名称</p> <p>〇 〇 〇 〇 殿</p>			

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1) (略)

旧

別紙様式 2 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (病院・診療所)

保険医療 機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関 コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は 名称	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科名		<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙 1)
<p>上記のとおり、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 14 の規定に基づき 変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">開 設 者 氏名又は名称</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>〇 〇 〇 〇 殿</p>			

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1) (略)

新

別紙様式 2 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (薬局)

保険医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関 コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は 名称	<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙 1)

上記のとおり、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者  
氏名又は名称

〇 〇 〇 〇 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1) (略)

旧

別紙様式 2 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (薬局)

保険医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関 コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は 名称	<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙 1)

上記のとおり、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) 第 19 条の 14 の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

開設者  
氏名又は名称

印

〇 〇 〇 〇 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙 1) (略)

新

別紙様式 2 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称	<input type="checkbox"/>		
	所在地	<input type="checkbox"/>		
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>		
指定訪問看護事業者	名称	<input type="checkbox"/>		
	主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>		
	代表者	住所	<input type="checkbox"/>	
		氏名	<input type="checkbox"/>	
	役員の氏名又は職名	<input type="checkbox"/>	(別紙1)	

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

氏名又は名称  
代 表 者

〇 〇 〇 〇 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙1) (略)

旧

別紙様式 2 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更届出書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称	<input type="checkbox"/>		
	所在地	<input type="checkbox"/>		
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>		
指定訪問看護事業者	名称	<input type="checkbox"/>		
	主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>		
	代表者	住所	<input type="checkbox"/>	
		氏名	<input type="checkbox"/>	
	役員の氏名又は職名	<input type="checkbox"/>	(別紙1)	

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14の規定に基づき変更の届出を行うべき事項に変更が生じたため届出を行う。

年 月 日

氏名又は名称  
代 表 者 印

〇 〇 〇 〇 殿

※変更がある事項に☑を付すること。

(別紙1) (略)

新

別紙様式 3 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科名		<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙1)

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。  
また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者  
氏名又は名称

〇 〇 〇 〇 殿

※直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項に☑を付すること。

旧

別紙様式 3 - (1)

指定小児慢性特定疾病医療機関 更新申請書 (病院・診療所)

保険医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
標榜している診療科名		<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙1)

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。  
また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者  
氏名又は名称

印

〇 〇 〇 〇 殿

※直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項に☑を付すること。

新	旧
<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、<u>国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u>、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する者のあるもの。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、<u>制</u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>

新

別紙様式 3 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更申請書 (薬局)

保険医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙1)

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。  
また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者  
氏名又は名称

〇 〇 〇 〇 殿

※直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項に☑を付すること。

旧

別紙様式 3 - (2)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更申請書 (薬局)

保険医療機関	名称	<input type="checkbox"/>	
	所在地	<input type="checkbox"/>	
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>	
開設者	住所	<input type="checkbox"/>	
	氏名又は名称	<input type="checkbox"/>	
役員の氏名又は職名		<input type="checkbox"/>	(別紙1)

上記のとおり、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。  
また、同法第19条の9第2項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

開設者  
氏名又は名称

印

〇 〇 〇 〇 殿

※直近の指定の申請(変更届出含む)から変更がある事項に☑を付すること。

新	旧
<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、<u>国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u>、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する<u>者のあるもの。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、<u>制</u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>

新

別紙様式 3 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更申請書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称	<input type="checkbox"/>		
	所在地	<input type="checkbox"/>		
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>		
指定訪問看護事業者	名称	<input type="checkbox"/>		
	主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>		
	代表者	住所	<input type="checkbox"/>	
		氏名	<input type="checkbox"/>	
	役員の氏名 又は職名	<input type="checkbox"/>	(別紙1)	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。  
また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

氏名又は名称  
代 表 者

○ ○ ○ ○ 殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

旧

別紙様式 3 - (3)

指定小児慢性特定疾病医療機関 変更申請書 (指定訪問看護事業者)

訪問看護ステーション	名称	<input type="checkbox"/>		
	所在地	<input type="checkbox"/>		
	医療機関コード	<input type="checkbox"/>		
指定訪問看護事業者	名称	<input type="checkbox"/>		
	主たる事務所の所在地	<input type="checkbox"/>		
	代表者	住所	<input type="checkbox"/>	
		氏名	<input type="checkbox"/>	
	役員の氏名 又は職名	<input type="checkbox"/>	(別紙1)	

上記のとおり、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき指定小児慢性特定疾病医療機関として指定を更新されたく申請する。  
また、同法第 19 条の 9 第 2 項の規定のいずれにも該当しないことを誓約する。

年 月 日

氏名又は名称  
代 表 者 印

○ ○ ○ ○ 殿

※直近の指定の申請（変更届出含む）から変更がある事項に☑を付すること。

新	旧
<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、<u>国家戦略特別区域法（第 12 条の 5 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）</u>、<u>難病の患者に対する医療等に関する法律、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法</u>）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する<u>者のあるもの</u>。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>	<p>(誓約項目)</p> <p>児童福祉法第 19 条の 9 第 2 項に該当しないことを誓約すること。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 第 2 号関係</p> <p>申請者が、児童福祉法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律（医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律、児童虐待の防止等に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律、子ども・子育て支援法、<u>制</u>再生医療等の安全性の確保等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律、で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 第 9 号関係</p> <p>申請者が、法人で、その役員等のうちに第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当する。</p> <p>10 (略)</p> <p>(別紙 1) (略)</p>

新

別紙様式 4 - (1)  
(指定医療機関の指定)

番 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印  
〇 〇 〇 市 長 印

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による  
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定により、 年 月 日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 28 年厚生労働省告示第 486 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

(裏面) (略)

旧

別紙様式 4 - (1)  
(指定医療機関の指定)  
(指定医療機関の指定)

番 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印  
〇 〇 〇 市 長 印

児童福祉法第 19 条の 9 第 1 項の規定による  
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定について

標記に関し、 年 月 日付けの指定の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 9 第 1 項の規定により、 年 月 日をもって指定する。

なお、この指定に当たっては、次の条件を付して下表のとおり承認されたものであることを了知されたい。

- 1 名称、所在地等法第 19 条の 14 及び法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、10 日以内に届け出ること。
- 2 医療機関の業務を休止、廃止若しくは再開した場合又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）若しくは医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する処分（裏面に掲げる規定によるものに限る。）を受けた場合は、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 28 年厚生労働省告示第 486 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

(裏面) (略)

新

別紙様式 4 - (2) (略)  
別紙様式 5 - (1)  
(指定医療機関の更新)

番 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印  
〇 〇 〇 市長 印

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による  
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 1 項の規定により、 年 月 日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。  
なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第 19 条の 14 及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

別紙様式 5 - (2) (略)

旧

別紙様式 4 - (2) (略)  
別紙様式 5 - (1)  
(指定医療機関の更新)

番 号  
年 月 日

医療機関の開設者  
指定訪問看護事業者 殿

〇〇〇都道府県知事 印  
〇 〇 〇 市長 印

児童福祉法第 19 条の 10 第 1 項の規定による  
指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新について

標記に関し、 年 月 日付けの更新の申請について、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 1 項の規定により、 年 月 日付けをもって指定医療機関の指定を更新する。  
なお、この更新に当たっては、次の条件を付して次表のとおり承認されたものであるから了知されたい。

- 1 指定医療機関の名称、所在地等法第 19 条の 14 及び法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）第 7 条の 34 に規定される内容に変更があった場合には、速やかに届け出ること。
- 2 法第 19 条の 10 第 1 項の規定に基づき、平成 年 月 日までに指定の更新を受けること。
- 3 指定小児慢性特定疾病医療機関療養担当規程（平成 26 年厚生労働省告示第 466 号）により小児慢性特定疾病医療支援の適正な実施に努めること。

名 称	所 在 地

※「名称」の欄には、指定訪問看護事業者等の場合、事業者の名称及び訪問看護ステーション等の名称を記載すること。

別紙様式 5 - (2) (略)